

今年こそ

# 年末調整を電子化



しましょう!



年末調整の電子化とは、

①控除証明書等の電子データを利用し、②控除申告書を電子的に作成・提出することをいいます。

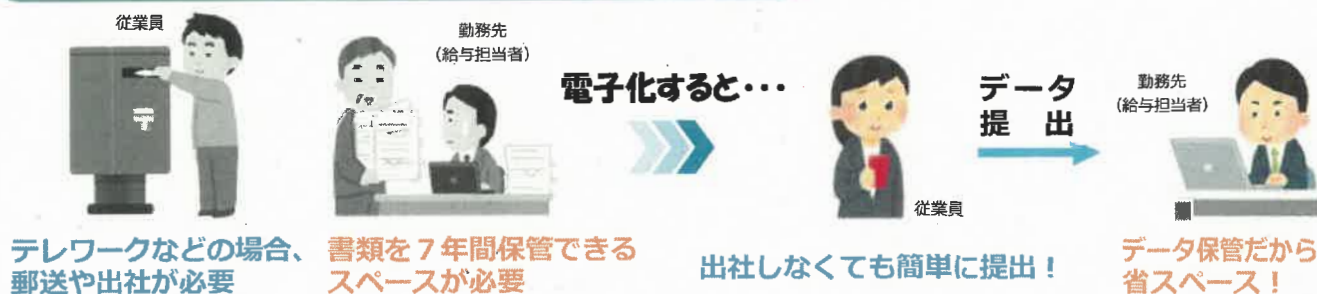
※ 年末調整を電子化するには、電子化に対応した市販ソフトウェアまたは国税庁が提供する年末調整申告書作成用ソフトウェア（年調ソフト）が必要です。

## 電子化のメリット

### 年末調整関係書類のチェック事務が削減



### 年末調整手続がペーパーレス化



## 控除証明書の電子化の状況

生命保険会社が発行する控除証明書の **約85%** が電子化に対応!!

損害保険会社が発行する控除証明書の **約90%**

注1) 令和3年10月現在  
注2) 生命保険会社においては「契約件数」を、損害保険会社においては「払込保険料」を基に電子化の割合を計算

控除証明書を電子で発行する保険会社等は、今後更に拡大する予定です!



# ご自宅や会社から キャッシュレス納付



## してみませんか？

### 1 ダイレクト納付

納付方法	こんな方におすすめ	詳細
<p>e-Taxにより申告書等を提出した後、指定した預貯金口座から、即時又は納付日を指定して、口座引落としにより納付する方法</p> <p>※ 事前手続が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>e-Taxで申告等をされている方</li> <li>源泉所得税など、頻繁に納付をされている方</li> <li>日付指定で納付をされたい方</li> </ul>	

### 2 クレジットカード納付

納付方法	こんな方におすすめ	詳細
<p>インターネット上でのクレジットカード支払機能を利用して納付する方法</p> <p>※ パソコンやスマホから「国税クレジットカードお支払いサイト」(<a href="https://kokuzei.noufu.jp">https://kokuzei.noufu.jp</a>)へアクセスし、所定の項目を入力</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クレジットカードを頻繁に利用されている方</li> <li>スマホやインターネットに接続可能なパソコン等をお持ちの方</li> </ul> <p>※ 納付額に応じた決済手数料がかかります。</p>	

### 3 電子納税

納付方法	こんな方におすすめ	詳細
<p>契約しているインターネットバンキング等から納付する方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>e-Taxで申告等をされている方</li> <li>インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用されている方</li> </ul>	

### 4 振替納税

納付方法	こんな方におすすめ	詳細
<p>届出した預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に口座引落としにより納付する方法</p> <p>※ 所得税と個人事業者の方の消費税が対象です。</p> <p>※ 事前手続が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申告所得税や消費税の申告書を毎年提出する個人事業者の方</li> </ul>	

### 5 スマホアプリ納付

納付方法	こんな方におすすめ	詳細
<p>スマートフォンから各種Pay払いを選択して納付する方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>e-Taxやスマートフォンで申告等をされている方</li> <li>Pay払いを利用されている方</li> </ul>	

令和4年  
12月  
スタート！

国税の納付手続に関するお問合せは、各税務署 管理運営部門へお尋ねください

## 積極的なe-Tax利用のお願い

- ◆ 国税庁においては、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、これまでも、オンライン(e-Tax)の利用を推進してきたところです。
- ◆ **手続いただく皆様の利便にもつながるものであり、積極的にe-Taxをご利用していただくよう、ご協力をお願いします。**

国税庁においては、規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、年間10万件以上の手続（以下の28手続）について、オンライン利用率を引き上げるための基本計画を策定しています（令和3年10月18日策定、令和4年10月21日改定）。

（令和4年10月現在）

手続	令和3年度 利用率	令和5年度末 目標	手続	令和3年度 利用率	令和5年度末 目標
法人税申告	87.9%	90.0%	青色事業専従者給与に関する届出（個人）	47.0%	—
消費税申告(法人)	88.7%	90.0%	所得税の青色申告の取りやめ	24.7%	—
所得税申告	59.2%	65.0% <sup>※1</sup>	所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出	37.3%	—
消費税申告(個人)	68.4%	75.0%	消費税課税事業者届出	51.0%	—
相続税申告	23.4%	40.0%	消費税の納税義務者でなくなった旨の届出	61.9%	—
贈与税申告	60.4%	—	給与所得の源泉徴収票(同合計表)	69.3%	—
印紙税申告(書式表示)	64.2%	—	給与支払事務所の開設・移転・廃止の届出	21.4%	—
内国普通法人等の設立の届出	56.4%	—	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請	70.6%	—
青色申告書の承認の申請(法人)	61.7%	—	納税管理人の届出	7.6%	—
異動事項に関する届出(納税地等の異動)(法人)	82.7%	—	更正の請求	31.1%	—
異動事項に関する届出(事業年度等の変更)(法人)	82.7%	—	酒類の販売数量等の報告	13.0%	—
事前確定届出給与に関する届出(法人)	82.9%	—	「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等の報告	13.5%	—
個人事業の開業届出・廃業等届出	24.3%	—	国税納付手続 <sup>※2</sup>	32.2%	40.0%
所得税の青色申告承認申請	37.4%	—	納税証明書の交付請求	12.9%	20.0%

※1 所得税申告の目標値は令和4年度末のものであります。

※2 国税納付手続のオンライン利用率はキャッシュレス納付割合を指し、また、目標値は令和7年度末のものであります。

※3 目標値が「—」となっている手続については、オンライン利用率を引き上げるための基本計画で目標値は定められていませんが、利用率向上に向けた取組を実施していきます。

### 改善意見の募集について

URL : [https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics\\_kihonkeikaku.htm](https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics_kihonkeikaku.htm)

- ◆ 上記の手続（所得税、法人税及び消費税の申告を除く。）について、アンケート形式で改善意見を募集しています。皆様の利便性向上により一層つながるよう、ご協力をお願いいたします。

